

令和2年（2020年）5月7日

放課後児童クラブ利用の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会教育総務課

**新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言延長への対応について
（お願い）**

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、市内小中学校は5月31日まで休業延長となりました。

これに伴い、**放課後児童クラブは、学校休業期間中も今までどおりご利用できるといたしました。**

なお、本市では、これまでも保護者の皆様にできる限りの児童クラブの利用の自粛をお願いしてまいりましたが、県内で新型コロナウイルスの感染に伴う臨時休園を行った保育所が発生したことに伴い、4月23日付けで県から保育所等への利用自粛に係る依頼がありました。

つきましては、本市におきましても、**お子様や指導員への感染を防ぐため、県の方針に従い、医療や介護、食料品の流通などの社会生活の維持に必要な事業に従事する方のほか、ひとり親などで仕事を休むことが困難である方などを除き、できる限り児童クラブのご利用をお控えくださるようお願いいたします。**

（参考）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者（神奈川県の場合）

区分	業種
1 医療体制の維持	病院・薬局のほか、医薬品の販売 等
2 支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設や障害者支援施設 等
3 国民の安定的な生活の確保	電力・ガス等のインフラ運営関係のほか、飲食料品供給関係や保育所 等
4 社会の安定の維持	金融、物流・運送、警察、消防 等

1 緊急事態措置の期間中の利用について

(1) **引き続き5月11日以降も利用する場合**は、別紙の予定表に利用希望日に○をご記入の上、5月12日（火）までに各児童クラブにご提出ください。

既に電話等でご連絡いただいている方も、改めてご提出ください。

(2) **5月11日以降に利用しない場合**は、児童クラブに利用しない旨をお伝えください。ただし、4月中に夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書をご提出済みで、それ以後のご利用をお控えいただいている場合は、改めてご連絡をいただく必要はありません。

2 保護者負担金について

- (1) 5月中一度も利用しない場合は、負担金を免除します。夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書を5月22日(金)までに各児童クラブにご提出ください。なお、4月中に申請書を提出されている場合は、改めて提出する必要はありません。
- (2) 5月の保護者負担金は、下表のとおり、最終利用日に応じて減額しますので、夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書を5月22日(金)までに各児童クラブにご提出ください。休暇期間の欄は、利用しない日から5月30日までとご記入ください。

5月の最終利用日	保護者負担金の額
1日～9日	2,300円
11日～15日	3,500円
16日～20日	4,600円
21日～月末	7,000円 (減額の適用はありません。)

(担当 放課後子ども係 TEL0465-33-1731)

控 え

予定表

児童名 _____

5/4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)
11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	16(土)
18(月)	19(火)	20(水)	21(木)	22(金)	23(土)
25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)	30(土)

-----きりとり-----

提 出

予定表

児童名 _____

5/4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)
11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	16(土)
18(月)	19(火)	20(水)	21(木)	22(金)	23(土)
25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)	30(土)